

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
衆議院・参議院厚生労働委員会
委員 各位

2015年5月11日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

会長 中内 福成

特定非営利活動法人 日本障害者センター

理事長 吉本 哲夫

〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-2 富士一ビル 4F

TEL : 03-3207-5621 FAX : 03-3207-5628

社会福祉法等の一部改正案についての要請書

今国会に提出されている社会福祉法人制度を見直すための「社会福祉法等の一部改正案」の審議が迫っています。今回の法改正は、政府の「規制改革」に端を発し、ごく一部の社会福祉法人の不正問題をすべての法人の問題にすり替え「地域公益活動の義務化」など、今後の社会福祉を大きく変質させる内容となっています。

また、社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正も予定されており、介護分野に続いて障害分野も公費助成対象から外すなど、社会福祉の人材確保をさらに困難にする内容となっています。今回の法改正の審議にあたり以下の事項を要請いたします。

要請事項

1. 定義も実態調査もない「いわゆる内部留保」に基づく改革には反対です。利用者・家族の立場に立った基盤整備としての法人制度改革となるよう社会福祉法等の一部改正案を抜本的に見直してください。
2. すべての社会福祉法人に対して義務付けようとしている「地域公益活動」を撤回し、公的責任を強化する法改正にしてください。
3. 介護分野に続いて障害分野でも廃止しようとしている「福祉職員等退職金共済制度」への公的助成の打ち切りはやめてください。
4. 社会福祉事業は本来非営利であるべきです。福祉で利潤追求ができる現行の仕組みを改めるとともに、営利企業に対して社会福祉法人を基準とした規制をしてください。

すり替えられる公益性、公的福祉は「安かろう、悪かろう」へ

～93%の法人が地域公益活動の義務化に反対、社会福祉の量と質の拡充こそ課題～

2015年5月8日

障全協・日本障害者センター「社会福祉事業のあり方検討会」

障全協・日本障害者センター「社会福祉事業のあり方検討会」は、今回の社会福祉法改正の議論が始まった時から、本来非営利であるべき社会福祉事業の根本的変質を危惧し、全国の社会福祉法人等への情報提供やアンケート調査等を行ってきました。その結果、アンケートに回答のあった法人の93%が地域公益活動の義務化に反対、必要なのは社会福祉の質と量の拡充であることが明らかになりました。本来、社会福祉法人の公益性は社会福祉事業によって担保されるものです。しかし、公益性の論拠を地域公益活動にすり替え、障害福祉職員への老後保障を放棄しようとする改正案は、社会福祉の拡充とは相いれません。今回の改革は、「安かろう、悪かろう」の公的福祉、障害も貧困も自己責任の社会の具現化に向けた第一歩であり、社会福祉法改正には慎重な審議が必要です。

今回の社会福祉法の改正はもともと一部の社会福祉法人が持っていたとされる「いわゆる内部留保（余裕財産／再投下計画財産）」がきっかけでした。当初、社会福祉法人の在り方等に関する検討会では、この財産を持つ法人に対する地域公益活動の義務付けと財務規律のあり方等が中心的に議論されてきました。しかし、社会保障審議会（福祉部会）において、社会福祉法人は公益性の高い非課税組織であるという理由で、地域公益活動をすべての法人を課すこと、営利企業とイコールフットイングするために退職金共済への公的助成等の廃止等が求められました。そして、これが社会福祉法の一部改正法案としてまとめられ、2015年4月3日閣議決定されました。今回の社会福祉改正法案には以下のような問題点があるため、私たちは強く反対をしています。国会での審議にあっては慎重な審議をお願いいたします。

1. 定義も実態調査もない「いわゆる内部留保」に基づく改革には反対します。

今回の社会福祉法改革の一つの論拠だった「いわゆる内部留保（余裕財産／再投下計画財産）」の定義は未だに定まっていませんし、どれだけの法人が余分な財産を持っているのかという厚労省による調査も行われていません。明治安田生活福祉研究所の調査では「いわゆる内部留保」を持っているのは約3割ということが示されましたが、厚生労働省は定義をガイドラインで策定すると説明しています。しかし、「いわゆる内部留保」へのバッシングから今回の改革ははじまったわけですが、それがあのかどうかもわからないまま法改革を行うことは問題です。

2. 地域公益活動が義務化・強制されれば、公的福祉は「安かろう、悪かろう」になります。

「いわゆる内部留保」の定義が曖昧であるがゆえに、社会福祉改革の論拠が「いわゆる内部留保」から社会福祉法人の公益性と非課税にすり替えられ、全ての社会福祉法人に地域公益活動が求められることになりました。社会福祉法人の公益性の根拠は、社会福祉サービスを非営利で提供することであり、事業の質等によって評価されるべきです。しかし、今回、地域公益活動が全法人の責務にされようとしています。これは、本来社会福祉で支援を行うために支出された公金や支援のために雇用した人材を、生活困窮者の支援など他の事業に流用させるための仕組みです。このため、地域公益活動が義務化されれば、社会福祉サービスの質を維持することが困難になり、本来の主旨とは本末転倒になってしまうのです。

3. 福祉職員等退職金共済制度への公的助成廃止が進めば、福祉・介護人材の確保も維持もできなくなります。

障害福祉分野の福祉等職員退職金共済制度への公的助成廃止は、非営利法人で働く福祉・介護職員の老後の保障の水準の切り下げにつながります。老後の保障が不十分な状態で、どうやって福祉・介護職員の人材確保・維持をするのでしょうか。特に、規模が小さければ小さいほどその影響は大きく、小規模の社会福祉法人は経営がより困難になり、いずれ小規模法人の統廃合、非営利法人の大規模化につながっていくでしょう。しかし、支援を必要とする人たちの多様なニーズにこたえるには、柔軟性に富んだ小規模の社会福祉法人によるサービス提供も重要です。そのためにも規模に関わらず安定した運営ができるような仕組みが必要なのです。

また、厚労省は退職金共済制度への公的助成廃止の理由は、社会福祉事業を行っている多様な主体とのイコルフットィングのためであると説明していますが、この説明は社保審（福祉部会）で強調された、「今回の改革は社会福祉法人の公益性を高めるためのものである」という主張とも矛盾します。なぜなら、社会福祉法人の公益性向上は、営利企業等の多様な主体との差別化を図ることだからです。社会福祉法人の公益性を論拠に、財源も含めて制度や市場で対応できない地域公益活動を義務化しながら、一方でイコルフットィングを進めることは、社会福祉法人をつぶそうという動きに他ならないと私たちは考えます。

4. 社会福祉事業は本来非営利であり、仮に、営利企業が参入するなら社会福祉法人を基準とした規制をかけるべきです。

現在、政府が進めている社会福祉事業に参加する多様な主体とのイコルフットィングとは、営利企業との競争条件の均等化です。現在では政府による営利企業参入促進の後押しを受けて、“9割を公金が負担する放課後デイサービスと就労継続支援 A 型は安定して儲かる”ビジネスであるといった広告も出されるまでに至りました。しかし、営利企業の参入等により、児童デイや放課後デイは玉石混合状態であると厚労省が認めざるをえない状況になり、2015年4月1日にはガイドライン（報告書）が公表されました。また、2014年6月にNHK等で報道された就労継続支援 A 型の問題が一つの契機となり、今回の報酬改定で就労支援に成功報酬方式が導入されたのではないかと私たちは考えています。この他にも、儲からなかったため、利用者を他の事業所に引き継ぐこともせずに事業から撤退してしまった営利企業も実在します。こうしたことから、社会福祉事業を行う営利企業に対する規制があまりにも少なく、利用者が儲けの対象とされてきた実態を垣間見ることができるのではないのでしょうか。確かに、多様な主体の参入によって社会福祉事業の量は増えたかもしれませんが、今回のアンケートで明らかになったように、営利企業の参入によって社会福祉事業の質は低下していると多くの関係者は考えています。社会福祉事業で利潤を追求すれば、最終的には利用者を経済力で選別することになり、経済力もなく本当に支援を必要する人と家族は社会的に孤立していくでしょう。営利企業が利潤を追求するのは当然のことですが、こうした主体による社会福祉事業の恩恵にあずかれるのは一部の富裕層のみであり、社会福祉の公益性は担保されなくなると私たちは考えます。

本来、所得による格差を社会福祉に持ち込むべきではなく、社会福祉事業は非営利で、社会的弱者の人権擁護のために行われるべきです。企業の社会的責任として、非営利で社会福祉事業を行うなら別ですが、今のまま福祉の市場化を進めれば、社会保障は後退する一方ではないのでしょうか。社会福祉法人が設立された背景を考えても、社会福祉を行う法人や事業体は非営利を原則とすべきです。仮に民間企業の社会福祉事業への参入を認めるのであれば、憲法第 89 条「公金支出の規制」に基づいて社会福祉法人を基準とした規制をかけ、障害者権利条約にもあるように、支援が必要な人たちの生活と基本的人権を守るべきだと私たちは考えます。